

○緊急事態発生時の日本電信電話株式会社加入電話の非常通話優先取扱い申請について（通達）

昭和40年1月13日

海幕通第186号

改正 昭和56年6月8日 海幕通第2704号〔第1次改正〕

昭和60年8月30日 海幕通第4100号〔第2次改正〕

海上幕僚長から各部隊の長・各機関の長あて

緊急事態発生時の日本電信電話株式会社加入電話の非常通話優先取扱い申請について（通達）

標記について、下記のとおり実施されたい。

記

1 申請の目的

緊急事態発生時、日本電信電話株式会社では、一般加入電話の接続申込みを規制することがあるので、あらかじめ非常通話の登録申請を行い、必要な通話の優先取扱いを受ける。

2 申請の様式

別紙のとおり。

3 申請加入電話の範囲

- (1) 各陸上部隊又は機関において、原則として加入電話1個PBXのある所ではその代表番号。ただし、着信専用のもを除く。
- (2) 防衛庁が設置した個人住宅用電話で、緊急業務処理上必要なもの

4 優先取扱いを受ける通話

- (1) 登録加入電話間の通話
- (2) 登録加入電話からの発信通話

5 申請要領

一般加入電話保有の部隊等は、3項の範囲内で、必要と認めるものにつき登録申請を行う。

添付書類：別紙「非常通話の申請様式」

別 紙

非常通話の申請様式

年 月 日

日本電信電話株式会社

〇〇〇局長 殿

住 所

部隊等名

申請者名



非常通話用登録番号の申請
変更 について

標記について、下記のとおり申請
変更 しますので、よろしく取り計らわれたくお願いします。
記

- 1 部隊等名及び所在地
- 2 登録電話番号
- 3 申請 理由
変更
- 4 連絡担当者及び電話番号

注：1 不用の文字は、抹消する。

2 あて先は、所轄の電報電話局長（電話局長）とする。

3 申請理由は、次を例とする。

「電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）第 8 条の規定による災害予防又は救援活動等のため。」

4 連絡担当者は、職名のみを記載しても差し支えない。

5 登録電話番号、連絡担当者等記載事項の内容に変更が生じた場合には、その都度申請する。